1

両本は、

像される。

あるから、ここでは詞章の考察に関係のあることだけしか採りあげない。

ておられるので、まずその要点を左に摘記する。言うまでもないことであるが、筆者は美術については全く門外漢で

平家公達草紙の詞章について

平家公達草紙の詞章について

位 田 重 美

本

も絵も全然重複がない。(今かりに、前者を甲本、後者を乙本と呼ぶことにする。) る。他の一本は模本で、天保三年狩野養信の写し、国立博物館蔵本で、詞六章・絵九図を持つが、 の二本の存在が知られている。 この両本については、 「平家公達草紙」は、重盛・重衡・維盛・資盛・清経など平家の公達の行状をえがいた白描の絵巻で、現在別系統 かって田中一松氏が「国華」(第六六五・六六六号)で解説を加えられ、 一本は松永安左衛門氏の所蔵 (一部は前田青邨氏が分蔵)で、 詞五章・絵四図よりな 両者の間には、 全巻の翻刻を掲げ 詞

の体裁など類似しているので、元来切れ切れの話を集めたままの一聯の物語で、もと幾巻か製作されたものとも想 巻物の大きさが違っているので、元来製作を異にする別本かとも思われるが、また、内容・形式・行文

八

2 甲本は、鎌倉末葉おそくとも南北朝を下らない頃の成立であろう。ただし、 恐らく鎌倉末期までに述作された物語と見て差支えない。 詞章はそれよりさかのぼることが可

3 の作品の存在が考えられる。ただし、やまと錦の土佐光正の条に「平家公達草子」の名をあげており、光正は南北 これらの絵巻は、一度ならず次々と同種のものが製作伝授されるのが普通であり、乙本の源としては、室町時代

朝頃の人と伝えられるから、やまと錦は、この草紙をその頃のものと見たことになる。

要するに、田中氏は、両本の関係を、鎌倉期成立の物語を原典とし、甲本は鎌倉末あるいは南北朝頃に絵巻化され、 乙本の源となったものは、 同一原典の他の部分を、南北朝または室町期に絵巻化したものを見ておられる よう で あ

る。

が、ここでは多少違った角度からこの詞章を眺めてみたいと思う。 なじ白描絵巻の、いわゆる「藤波絵草紙」の出典が、 記」と比較して、すくなくともこの段については、「安元御賀記」に拠っていることが確実であり、 表され、草紙の詞章研究は一段と発展を見ることとなった。中村氏は、甲本の青海波の段を、藤原隆房の「安元御賀 の筆ではあるまいかと述べ、さらには、今は亡失した隆房の和文の回想記の存在を想像しておられる。 ところで、 きわめて有力な主張であると思われる。筆者も、 最近になって、中村義雄氏が「美術研究」(第二一五号)に「平家公達草紙と藤原隆房」という論考を発 やはり隆房の「隆房卿艶詞」で あっ たという事実に支えられ 中村氏の御説のとおり、 詞章の作者は隆房で あろうと考える 他の諸段も隆房 この説は、

甲本の詞章を見て、まず気がつくことは、回想の助動詞として、「き」「し」の系統のものが用いられているという

第一沿

ことである。

少々摘記すると

時もおなしわかき人々とてもあなかちにむつひ侍らすちとむつましきゆへの侍しによりて故西八条入道おほきお 内々の御あそびはかなかりしことにつけてもおかしくおほえしことともこそ忘れかたく侍れいまた中少将に侍し おはせし程内裏に火ちかく侍しにたれかはのこる人あらんまいりつとひたりし…… ほいまうち君の一家の人々にこそはかなきたわふれなとするをりも侍しか承安四年小松の内のおとゝ右大将にて

しはまことにかくしもそすへかりけると心にしみておほしそかし (小松の内のおとゝ)……袖のもとにしろかねをつふとせられたりしか直衣にすきていみしくつきつきしく見え

………やなくひおひてさふらひしこそ時にとりては近衛大将とはまことにかかるをこそいはめとおほえしか

耳二郎

よにめつらしきこはつかひともにてみたれたりしかはおの~~禄給たり公時はもとは笛ふきにて有しか舞人かけたるによりて……

事の記事で、話し手の動作あるいは見聞事項に「し」が用いられていることにより、話し手のその場に同席していた ことが証せられることになるのである。つまり、この文の作者は、平家の公達と親しく交わっていた者の中のひとり 「き」「し」は、話し手の直接体験事項を回想するのに用いられる。というこ と は、たとえば第一段の内裏近くの火

甲本に用いられている回想の助動詞は「き」「し」ばかりだというわけではない。 前掲の第一段の抜き だということになる。

装を見て、なるほどこういうふうにすべきであったのだという、作者の驚きの情を述べているのである。第二段にも した驚きの情を表わすのにも用いられる。この「かくしもぞすべかりける」もその例で、火事場に到着した重盛の服 わち人から聞いて知ったような過去の事実を回想する場合用いるが、また、今まで認識外であった事象を新たに認識 書きの中にも、「まことにかくしもぞすべかりける」と、「けり」が用いられている。「けり」は、 非体験事項、 すな

「けり」が用いられている。

伝聞事項なのである。成宗が「かたはらいたく覚え」たということを、作者は後に聞いたのであって、当然「けり」 を用いなければならないところである。 まりわるく感じたというところであるが、文末に「とぞ」とある点からも考えられるように、これは作者にとっては ここは、維盛とともに青海波を舞った成宗が、源氏物語で、源氏の相手をつとめた頭中将程度にも及ばないので、気 かたては源氏の頭中将ばかりたになけれは中々にかたはらいたくなん覚けるとそ

さきに仁平の御賀に中院右大臣成通大納言ともにいひあはせてあけさせたるこのたひもゆゆしく舞たらはあけよ と院の御方より仰事ありけるしかるへき笛ふきの思わすれけるなるへし

んどもそういうふうにせよと院の仰せがあったのを、大鼓の音をあげたのは、笛吹が思い忘れたのであろう、という 青海波を舞い終った時には、通常大鼓の音をあげることはない。特にまずかった場合にあげることになっている。こ ろである。 のである。 院の仰言も、笛吹が思い忘れたのも、作者にとっては非体験事項である。当然「けり」の用いられるとこ

り」は若干用いられているが、いずれも作者の非体験事項の回想かあるいは認識を新たにした時の驚きを表現するも 第三段 • 第四段 ・第五段には、「き」「し」は用いられていない。 だいたい話は現在形で進行しているのである。「け

平家公達草紙の詞章について

ののみであって、作者の見聞事項に対して用いられた例はない。念のため一々検討を加えることにする。まず、第三

段には次の一例が見える。

ろしとて維盛朝臣の桜のなをしにきかへて各直衣の衣の袖をときて冠をつゝむ 重衡朝臣隆房朝臣各直衣をうら返てきんとするに隆房がなをし柳うらにてありけれはほかけにもあをからんはわ

は、それまで柳うらであったことに気づかなかった気持を表わしたものと見られる。 この段は、平家の公達が相謀って、盗人のまねをして、中宮の女房たちを驚かす話である。重衡と隆房が盗人の服装 いにしろ、青い色では具合がわるいというので、維盛の桜の直衣に着かえるところである。「けり」を用いているの をするため、直衣を裏返しに着ようとするが、隆房の直衣が柳うらであるのに気がつき、いくら火影でよくは見えな

ているので、先程の女房たちのもとへゆくと、先程はかようかようと、いかにも恐ろしかったというようすである。 見るために、主上は公達を供として中宮御所をお訪いになる。重衡や維盛は中宮御所の御簾の内に入ることが許され 第四段は、前段に続く記事で、ここには「けり」がかなり多く用いられている。中宮の女房たちの周章のようすを

もしも作者がこの席に同座していたなら、両方とも「し」を用いるはずである。そ れ に、「けり」をもって表現して たえすうちわらひぬへき心ちしけれは契れること有かほにもてなしてそたちにける その後に、次の文が見える。

吹き出しそうになって席を立ったのは、簾中を許された重衡や維盛であって、作者は、その話を聞いて記事にしたに とどまるのである。次に、この段の終りのところに、 いるのは、作者は同座していなかった、すなわち、簾中に入る資格を持たない者であったということを示している。

その程へてのちうへのかたらせ給ひけるにやさてこそ重衡を女房たちいみしく浦みたまひけれおそろしさはさて

おきぬ隆房にはいまたかけをたに見えぬ物をうちとけたるさま見つらんことよとそのたまひける

記事、 ではないであろう。この文の作者が、盗人の真似をした仲間のうちの一人であったということを前提の条件とするな る。このことは、この段の初めに「左馬頭重衡権亮少将維盛などは中宮の御かたさま内外ゆりたる人なれば」とある 注意を要する。 当然であろう。 という文がある。 隆房が作者としてもっとも蓋然性に富んだ人物だと言わなければならない。 および前掲の「たえずうちわらひぬべき心ちしければ………」の文で「けり」の用いられていることと無関係 主上の洩らされたこと、女房の恨んだことは、作者の直接関知しないことであるから、「けり」を用いるのは 隆房にはまだ姿を見られたことがないというのは、彼が簾中を許されていなかったということ で **隆房にはまだ姿も見られたことがないのに、取り乱したようすを見られて残念だと言っている点は** また次の「のたまひける」も、「浦みたまひけれ」と同類で、「けり」に関しては問題はない。ただと 後になって主上は、この秘密を洩らされたのだろうか、女房たちはひどく重衡を恨んだという意で

り」で、当面の問題には無関係である。 もてあそふほとなりけり」とあるだけである。いうまでもなく、これは今まで知らなかったことがわかったという「け 第五段には、ただ一つ、作者が小松殿へ参ったところ、公達が花のかげて蹴鞠をしていたというところに、「まり

を隆房の作と考えてさしつかえないことになるであろう。 が中村氏の言われるとおり隆房であり、第三・四段も、前述のように隆房と見られる根拠があるから、いちおう全篇 録した手記を原典とし、それをそのまま引用したものと見ざるを得ない。そうして、その作者は、第二段 の用いられている場合は、 さて、以上のように、甲本においては、作者の体験事項を回想するにはすべて「き」「し」を用い、逆に、「けり」 作者の直接見聞したことではない、ということになると、甲本の詞章は、 作者の体験を筆 (青海波)

平家公達草紙の詞章について

二四

percent percent

と思う。 って、そこにも安元御賀の記事があったのだと考えれば、必ずしも絵巻筆者の省略・加筆と見なくても説明はできる 摘しておられる。もっともこれは、絵巻の詞章を、「安元御賀記」からの直接の引用では な く、 「安元御賀記」と青海波の段との本文の異同を検して、絵巻制作に際する画面の制約上の省略、 それでは、甲本の詞章は、原典を全く無修正で引用したものかというと、必ずしもそうは言えない。 別に隆房の手記があ 加筆の多いことを指 中村氏も、

問題は、第三段の盗人の真似をして中宮御所に忍び入るところに、

将兼長女大納言殿朝方か女右京大夫君すゑなかゝ女の小少将の君なとふしたり やをら行程に西の台艦所にすこしはしちかきかうしやりとのまに女房少々ふしたり太政大臣伊通の女御匣殿左大

のは、例外なく伊行女と注している。また、「建礼門院右京大夫集」の内容を検しても、伊行女と し て全然矛盾を生 で、朝方の女ではない。時代は下るが、尊卑分脈・前田家本公卿補任・新勅撰目録以下彼女の家系について記したも という記事である。中宮の女房の右京大夫といえは、もちろん建礼門院右京大夫である。右京大夫は、藤原伊行の女

大皇大后宮よりおもしろきゑどもを中宮の御かたへまゐらせ給へりしなかに、むかしててのもとに人の手ならひ

じない。たとえば、上巻に

してとてことばか^せしゑのまじりたる、いとあはれにて、

という詞書が見えるが、これは、宮仕中のある日、絵に鑚をした父の筆跡を見て思いなつかしんでいるのであって、

当然父の没後のことでなければならない。ところが、朝方ならば、ずっと後の建仁元年まで生存しているので、やは

り、安元の初めに没したと推定される伊行がその父であると見る方が矛盾を生じないのである。

き加えたものか、あるいは原典に誰かが注記しておいたものを絵巻の筆者が本文の中に書き入れたか、 われる。とすると、すくなくとも、この女房の名の上に記された注は原典にはなかったもので、絵巻の筆者が私に書 かったとは、とうてい考えられない。もしも甲本の詞章の作者が隆房ならば、このような誤をおかすはずはないと思 隆房と右京大夫とが親交のあったことは、右京大夫の家集によって知ることができる。隆房が彼女の父親を知らな いずれかであ

れている。 も能書の聞えがあったが、朝方も能書の誉が高く、高倉天皇の嘉応元年十一月に行われた大嘗会の屛風の筆者に選ば のかもしれない。 朝方は、冷泉中納言朝隆の子、皇太皇宮権大夫を経て、安元元年参議、大納言按察使に至った人である。 絵巻の筆者は、右京大夫が能書の家柄であることを知っていて、同じ時代の能書家朝方の女と思い誤った 父の朝隆

者の私意による改変のあったことは、当然のことながら予想しておかなければならない。 ともかく、甲本の詞章の原典が、隆房の手記であることはほぼ間違いないにしても、これを引用するに際して、

四

次に、乙本の詞章は、甲本とは正反対に、回想の助動詞にはすべて「けり」が用いられている。ここには、第二段

平家公達草紙の詞章についての詞を例として掲げておく。

ちりしきて色々の錦と見えてかせにしたかふけしきいと興ありけりしはらくありてうちへ入らせ給へれは宮のき りまさかた朗詠し今様なとうたひおもしろかりけれはとみにも入らせ給はて御覧せられける藤つほの御前の紅葉 をうへ此御袖のうへも庭のけしきにかはらさりけるとおほせられけるを小侍従といひし人うけ給はりてとりあへ なるよりこくにほへるもみちの御そに紅葉の色々にちりみたれたるをめしたることにうつくしく見えさせ給ける 同御時神無月のはしめつかた時雨し風吹なとしておもしろかりけるに后の宮の御方にて御笛ふかせ給隆房これも

色ふかき秋のみやまのもみち葉はにはのにしきにたちそまされる

と申たりけり

乙本では事柄を伝聞事項として取り扱っているわけであって、その点甲本とは全く性質を異にしているのである。 ば「き」「し」で表わされるところである。これは、第二段だけではなく、他の五段にもすべて共通している。つまり、 このうち「庭のけしきにかはらざりける」だけは、新しく気づいた驚きを表わすものであるが、他はすべて、甲本なら

のように用いられている例は、乙本の中にもいくつか見える。

右に引用した文の中で、「小侍従といひし人うけたまはりて」というところに「し」が用いられている。「し」がこ

5 - 54

近衛とのときこえし人は久我の内のおととの女なりけり

しけひらの三位中将といひし人はこれを見てなのめならすおもしろかりけるを

第五段

三位中将重衡といひし人は世にあひ思事なかりけれと

中将の君といひし人とりわきたる中なりけれは、

う気持を表わしたものと見られる。たとこば、徒然草の堀池の僧正の段は 話そのものは話し手にとって伝聞事項であるが、その中の登場人物は、話し手も前から聞き知っているとい

公世の二位のせうとに、良覚僧正と聞えしは、きはめて腹あしき人なりけり。

正の伝説は伝聞事項であったのである。 と書き出して、 以下ずっと「けり」で話が進められている。兼好は、良覚僧正の名は知っていたけれども、 乙本の「し」の用い方はこれと同じで、既知の人の名を紹介する場合の話法 掘池の僧

五

形式と考えておけばよいであろう。

17 る。 した者でなければ書けないような事が多い。また、後宮に起った事件を叙述するに際しても、視点は常に高倉天皇側 ろう。まずその題材は、大部分平家公達の日常生活におけるとりとめもない思い出話で、実際その渦中にあって体験 にもかかわらず、両本の原典が同一であろうと、直観的に受け取られた理由は、主として内容の類似にあったのであ のものであったことを推測せしめるに足るものである。さらに中村氏は、甲本の第一段の初めの部分 おかれている。これは、中村氏が作者を隆房と推定する根拠に挙げられたものであるが、 田中氏も中村氏も、確言はしておられないけれども、甲乙両本とも同一原典によるものと見ておられる よう で あ しかし、 両本の叙述態度は、前述のように、一は体験形式であり、一は伝聞形式であって、全く相反している。 同時に、 両本の原典が同

平家公達草紙の詞章について

.質の目出たさはさらにもあらすや又内々の御あそひはかなかりしことにつけてもをかしくおほえしことともこ

そ忘れかたく侍れ(以下、本稿の第二節の初めに掲けた引用文参照)

ではなかろうかと思われる。あるいは、今日伝わる「安元御賀記」は、その一部が独立したものかも知れないのであ の「御賀」は、後白河院の五十の御賀をさすのであろうから、その手記の中には安元の御賀の記事も含まれていたの ということは、 られる。これは、厳密には甲本についてのみ言えることではあるが、まことにそのとおりで、このような部分がある る。「家長日記」の一部が独立して「俊成九十賀記」として伝えられているような例は外にも少なくない。 のところには、しきりに「侍り」が用いられており、原典の巻頭またはそれに近い部分ではなかったか、と述べてお ある程度の量を持つ手記の存在を思わせるに足る。なお想像すれば「御賀のめでたさは」とある、そ

なお、中村氏は、外に、甲乙両本の持つ類似点として、次の三つを挙げておられる。

- 波の段)の「……花の白雪そらにしられてちりまかふ程……」と共通点がある。 乙本第六段の「……花はこすゑゆきと見えこけのうへ池の上みな白妙にふりしきて……」は、甲本第二段
- 「きよらなり」、第五段に「きよらなり」と、同一表現が両本に頻出する。 甲本第一段に「きよげにて」、第二段に「きよげなる」「きよらなり」、第五段に「きよらなり」、乙本第一段に

てよいであろう。類似点の一つとして有力であると思われる。 このうち1の方はさておき、2の方は、誰が読んでも気のつく程度に頻出するから、作者の筆癖の一つであったと見

何人もいるとは思われないので、消極的に、いちおう同一の原典に基づいたものと仮定しておこう。そうすると、絵 も、これ以上につけ加えるものは持ち合わせていない。ただ、右のような条件を満たしうる作者が、隆房の外にそう 巻の甲本は、隆房の手記を、たとえば登場人物の家系の簡単な注記程度の補筆をしただけで、だいたい原文どおり引 以上あげただけでは、両本が原典をともにしていることを積極的に主張することはできないと思うが、筆者として

六

右京大夫集」の研究資料として役立つ点を二、三簡単に記しておきたい。 たものとするならば、当然これをもって当時の作品研究の資料とすることができるわけである。ここでは「建礼門院 絵巻の詞章についての私見はこれで終るが、それが――ことに甲本が ―隆房の手記をほぼそのままの形で引用し

ある女房名の上の注記は、 甲本第三段の「太政大臣伊通の女御匣殿左大将兼長女大納言殿朝方が女右京大夫君すゑなかゝ女の小少将の君」と 前述のように隆房自身の筆ではあるまいと思われるが、ここにはいろいろの問題が含まれ

る程度行われていたのかもしれない。「右京大夫集」の一三五番の歌の詞書に まず、「朝方が女右京大夫君」が誤であることは、 前述のとおりであるが、鎌倉期にはこのよう な言い伝えが、 あ

そのかみおもひかけぬところにて、よ人よりもいろこのむときく人、よしあるあまと物がたりしつつ………月の かりもほのぼのにてけしきえみえじなどいひて、人につたへて、そのをとこはなにがしの宰相中将とぶ ここは藤原隆信との出会いを物語っているところであるが、正元本系統の諸本すなわち九大本・書陵部本・

Ŋ. はなにがしの宰相中将とぞ」という一文があるが、これも傍注の竄入かと思われるもので、「実家の宰相中将」と無 無窮会本や吉水神社本・彰考館本などには、「いろこのむときく人」の傍に「実家の宰相中将とぞ」と い う傍注があ 殊に無窮会本では、 これが本文の中に竄入して「よ人よりも」に続けて記してある。また文末には「そのをとこ

平家公達草紙の詞章について

がしの宰相中将」とややおぼめかして注してあったのを、正元本の祖本に誰かが「実家の宰相中将」とさらに書き加 えたのであろう。従って、右京大夫が朝方の女と伝えられていたのは、この注の加えられた時期と相応ずるわけで、 い交渉を持つに至った相手の男が、朝方の女の夫である実家と考えられたものと想像される。そして、最初は「なに 女があるが、その中の一人が実家の室なのである。つまり、右京大夫が朝方の女と伝えられていたために、 るが、今、この草紙に「朝方が女」とあるのを見て、それがわかるように思う。尊卑分脈によれば、朝方には三人の ものと見なければならない。ところで、このような注が加えられた理由については、久しく疑問とされてきたのであ おそらく正元よりも以前のことと思われる。 しかも、この文末の竄入は、現存諸本のすべてが持っているもので、竄入としてもかなり早期の

仁女」と注しておいた。 なので、この御匣殿は建春門院御匣のことかと考え、拙著「全釈」には、「健寿御前日記」によって、「花園左大臣有 うすを「御匣殿の御うしろよりおづおづちと見まゐらせ」るところがある。建春門院のおいでになっている時のこと 「玉葉」によると、承安元年七月二十日入滅している。従って、「右京大夫集」に見える御匣は、や は り建礼門院御 次に、巻頭近くの「おなじ春なりしにや建春門院内裏にしばし………」のところで、右京大夫が中宮や女院の御よ しかし、この御匣殿は、その後気のついた事であるが、兼実の乳母か何かであったらしく、

匣で、右の草紙の注によって、太政大臣伊通女とすべきであった。

最後に、草紙の女房名の記載法であるが、御匣と大納言に対しては「殿」を用い、右京大夫と小少将に対しては君

しては「君」というように使い分けているように見える。このことは、「健寿御前日記」 に見える女房の名寄にも、 を用いている。 一般に、古くは女房に対する敬称としては「君」を用いたが、堀河天皇の頃から「殿」が用いられる と考えられている。 しかし、 この草紙の記載法を見ると、 上﨟女房に対しては 「殿」、 中﨟女房に対

納言と大炊御門斎院の中将とが「君」をつけて呼ばれており、女房としての身分がわかって興味深い。 る女房の呼び方の通則を示しているものと見てよいであろう。「右京大夫集」では、三条内大臣の御女とい われる大 上﨟女房には、作者自身をも含めて、「殿」をつけ、中﨟以下にはつけていないことと考え合わもる と、 当時におけ

なお、この外、草紙には大炊御門斉院家中将が、重衡の愛人であったことなどが見えているが、ここでは採りあげ

ないことにする。

注(1) 「美術研究」第二一五号所載、秋山光和氏「隆房卿艶詞絵をめぐって」

- 法皇などに申しあげる場合(謙称)か、逆に法皇が頼朝に言われる場合(蔑称)に用いられるのであって、普通の人が言う場 である。「が」が人名の下につくと蔑称もしくは謙称を表わすことになっていた。 つの証拠となりうることになる。 合には「頼朝の刀」と言わなければならないのである。ここで「隆房が直衣」と言っているのは、他の平家の公達にはすべて 「宇治拾遺物語における蔑称の『が』について」参照) にとえば、「頼朝が刀」という言い方は、頼朝が自分の刀のこと を 甲本が隆房の作かと考えられる根拠が、外にもう一つある。それは、第三段の「隆房が直衣柳うらにてありければ」の「が 一を用いている点から考えて、蔑称ではないと思われる。とすれば、これは謙称と考えられ、この文が隆房の筆である一 (「日本文芸研究」昭和三十年十二月号拙稿
- 代は明確にはわからないけれども、高倉天皇の悠紀主基御屛風の筆者まで記載されており、一方、安元三年成立の「才葉抄 のふこれゆきといひしもの、てかくへきありさまをさうしに書きて、それをはよるのつるとなつけて、むすめなるものにとら せおきてみまかりにきと………」とあるように、伊行は「夜鶴庭訓抄」を書いて程なく没して い る。「夜鶴庭訓抄」 伊行の没年については、世尊寺現過録の安元元年二月三日の行年卅八という記載は疑わしいけれども、実家卿集に「くない 「夜鶴庭訓抄」が引用されているので、だいたい安元初年ごろの没と推定してよいであろう。
- これは、「安元御質記」のことを考えられるけれども、「隆房卿日記」と記されている点から臆測すると、 元御賀 治承右大臣家百首、卅六人伝、依同心不存隔心、夜涼奢綿衣、」とあり、 定家は家長から隆房卿日記を借りている。 んだ仮名日記なのではなかったかとも思われる。 明月記の寛喜二年六月十七日の条に、「………但馬前司来臨 時 清談移時刻、借草子等、蜻蛉日記、 更級日記、 安元御賀の記事を含 隆房卿日記

関西学院大学文学部教授—